

岡崎市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 岡崎市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金（以下「補助金」という。）は、鉄道利用に係る一般旅客、高齢者、障がい者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図ることを目的として行う鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要綱において「バリアフリー化設備」とは、高齢者・障がい者及び外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために設置される別表1に定める設備をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度に、国の定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日観産第690号）、又は訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金交付要綱（平成28年11月28日国総支第39号、国鉄総第180号、国鉄都第71号、国鉄事第194号、国自旅第204号、国海内第101号、国港総第300号、国空ネ企第122号、国空事第4459号、国空環第54号、観参第188号）に基づき、鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業を行う鉄道事業者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が実施する別表1に掲げる鉄道駅の設備整備に要する経費のうち、別表2に掲げる補助対象経費の区分及び範囲内のものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、前条の補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める市費補助金等交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

2 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事由により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、予めその理由を明記した市費補助金等交付決定前着手届（様式第1-2号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があり、規則第6条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づく交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、市長が指定する期日までにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に関する補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（計画変更の承認）

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る実施計画を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定した補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りではない。

(1) 補助対象経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の10%以内のもの

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、補助対象事業者から前項の規定による実施計画の変更の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、規則第7条又は第7条の2に基づき、申請者に通知するものとする。

（事業遅延の報告）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了（廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の年度末のいずれか早い日までに、規則に定める市費補助事業等実績報告書（様式第 3 号）に市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。

2 補助対象事業が完了せずに、市の会計年度が終了した場合は、各会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに市費補助事業等年度終了実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

第 13 条 市長は、補助対象事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができるものとする。

（補助金の額の確定）

第 14 条 市長は、規則第 11 条に基づき、市費補助事業等実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 15 条 補助金は、補助対象事業が全て完了し、前条による補助金の額の確定後に交付する。

（取得財産等の管理等）

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助対象事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を経て処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の一部又は全部に相当する金額を返還させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。